

兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第22号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程		ページ
○ 企業庁組織規程及び企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程		
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	19

企業庁管理規程

企業庁組織規程及び企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業庁組織規程及び企業庁公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表水道課の項中「利水調整係 計画係」を「計画係」に改める。

第6条の第2項第2号中「及び宝塚新都市」を削り、同項第3号中「、ひょうご情報公園都市及び宝塚新都市」を「及びひょうご情報公園都市」に改める。

第8条第1項の表北摂広域水道事務所の項中「浄水課」を「工務課 浄水課」に改める。

第10条中「滝野町の区域」の右に「(以下「旧滝野町の区域」という。)」を加え、「水道用水供給事業」の右に「(旧滝野町の区域における当該事務所から西脇市へ送水するための施設の整備及び管理を含む。)」を加える。

第12条第1号中「平成18年3月19日における滝野町」を「旧滝野町」に改め、「水道用水供給事業」の右に「(旧滝野町の区域における北摂広域水道事務所から西脇市へ送水するための施設の整備及び管理を除く。)」を加える。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第2条 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4地域整備事業の項中「、宝塚新都市」を削る。

附則

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第2号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。ただし、特別の事情により同表に掲げる号給により難いときは、この項本文及び次項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（1,198,000円未満の額に限る。）又は1,198,000円とすることができる。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

第2条第6項中「第4項の規定により準用する任期付職員法第7条第3項」を「第4項ただし書」に改め、同条第7項中「(平成14年兵庫県条例第62号)」を削る。

第32条の3第1項第1号中「(社)日本麻酔科学会」を「公益社団法人日本麻酔科学会」に、「認定医」を「若しくは認定医」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師である職員が、時間外において、入院患者の病状の急変等への対処その他の特に困難を伴う業務として管理者が指定するもの（以下「緊急診療業務」という。）に従事したとき。

第32条の3第2項に次の1号を加える。

- (3) 緊急診療業務

勤務1回当たりの従事時間	金額
3時間超の場合	勤務1回につき20,000円
1時間超3時間までの場合	勤務1回につき10,000円

第32条の3に次の1項を加える。

- 3 同一の勤務時間に緊急診療業務に併せて第1項第2号の業務（時間外における分娩業務に限る。）に従事した場合においては、これらの業務に係る特殊診療手当の額が同額のとくにあってはいずれか一の特殊診療手当、これらの業務に係る特殊診療手当の額が異なるときにあっては当該特殊診療手当の額のいずれか高いもの以外の特殊診療手当は支給しない。

第36条第1項中「第50条第1項に定める勤務時間1時間当たりの給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額」を「勤務時間1時間当たりの給与額」に、「次に掲げる勤務」を「次の各号に掲げる勤務」に、「100分の125から100分の150までの範囲内で次に」を「当該各号に」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「除く」の右に「。第3項において同じ」を加え、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「第4項」を「第5項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第50条第1項に定める勤務時間1時間当たりの給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額」を「勤務時間1時間当たりの給与額」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「(勤務時間規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)」を削り、「第2項」を「第3項」に、「第50条第1項に定める勤務時間1時間当たり

の給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額」を「勤務時間1時間当たりの給与額」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第50条第1項に定める勤務時間1時間当たりの給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額」を「勤務時間1時間当たりの給与額（第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員」に、「前項」を「第1項」に、「次に掲げる勤務」を「次の各号に掲げる勤務」に、「100分の125から100分の150までの範囲内で次に」を「当該各号に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額とは、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間規程第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 地域手当（給料の月額に対するものに限る。）
- (2) 初任給調整手当
- (3) 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）

第37条第1項中「第50条第1項に定める勤務時間1時間当たりの給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額」を「勤務時間1時間当たりの給与額」に改め、同条第2項中「前条第5項」を「前条第9項」に改める。

第38条第4項及び第39条第3項中「第36条第5項」を「第36条第9項」に改める。

附則第17項中「平成23年兵庫県病院局管理規程第9号。以下「平成23年改正規程」という。」を「平成24年兵庫県病院局管理規程第2号。以下「平成24年改正規程」という。」に、「及び平成23年改正規程」を「及び平成24年改正規程」に改める。

附則第18項第1号中「第2条第4項の規定により読み替えて準用する一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第3項」を「第2条第4項ただし書」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	215,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
	2	136,700	187,600	217,500	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
	3	137,900	189,400	219,400	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
	4	139,000	191,200	221,200	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
	5	140,100	192,800	222,900	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
	6	141,200	194,600	224,800	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
	7	142,300	196,400	226,700	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
	8	143,400	198,200	228,500	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
	9	144,500	200,000	230,200	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
	10	145,900	201,800	232,100	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
	11	147,200	203,600	234,000	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
	12	148,500	205,400	235,800	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
	13	149,800	207,000	237,500	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
	14	151,300	208,900	239,400	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
	15	152,800	210,800	241,200	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
	16	154,400	212,700	243,100	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
	17	155,700	214,600	244,900	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
	18	157,200	216,500	246,800	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
	19	158,700	218,400	248,600	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
	20	160,200	220,300	250,400	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
	21	161,600	222,000	252,200	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
	22	164,300	223,900	254,200	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
	23	166,900	225,800	256,200	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
	24	169,500	227,700	258,200	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
	25	172,200	229,300	260,100	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
	26	173,900	231,100	262,000	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
	27	175,600	232,800	263,900	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
	28	177,300	234,600	265,700	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
	29	178,800	236,100	267,700	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
	30	180,600	237,600	269,600	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
	31	182,400	239,100	271,500	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
	32	184,200	240,600	273,400	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
	33	185,800	242,100	275,300	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
	34	187,300	243,600	277,200	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
	35	188,800	245,100	279,100	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
	36	190,300	246,700	281,000	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
	37	191,600	248,000	282,700	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
	38	192,900	249,600	284,600	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
	39	194,200	251,200	286,500	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
	40	195,500	252,800	288,400	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
	41	196,900	254,200	290,100	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
	42	198,200	255,600	291,900	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	538,600	
	43	199,500	257,000	293,700	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	539,500	
	44	200,800	258,400	295,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	540,400	
	45	202,000	259,700	297,400	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	541,300	
	46	203,300	261,100	299,100	353,100	374,300	402,100	445,000	478,900		
	47	204,600	262,500	300,800	354,600	375,200	402,800	445,800	479,700		
	48	205,900	263,900	302,500	356,100	376,100	403,500	446,600	480,500		
	49	207,100	265,200	304,200	357,800	377,100	404,200	447,200	481,300		
	50	208,200	266,400	305,900	358,700	377,900	404,900	448,000			
	51	209,300	267,700	307,600	359,900	378,700	405,600	448,800			
	52	210,400	269,000	309,300	360,900	379,500	406,300	449,600			
	53	211,600	270,100	310,600	361,800	380,200	407,100	450,200			
	54	212,600	271,400	312,200	362,900	380,900	407,800	451,000			
	55	213,600	272,700	313,800	363,900	381,600	408,500	451,800			
	56	214,600	274,000	315,400	365,000	382,300	409,200	452,600			
	57	215,400	275,200	317,100	365,900	382,900	409,800	453,200			
	58	216,400	276,300	318,700	366,600	383,500	410,500	454,000			
	59	217,300	277,400	320,300	367,300	384,200	411,200	454,800			
60	218,300	278,500	321,900	368,000	384,900	411,900	455,600				

61	219,200	279,700	323,400	368,500	385,400	412,500	456,200			
62	220,200	280,700	324,600	369,100	386,100	413,200	457,000			
63	221,200	281,700	325,800	369,800	386,800	413,900	457,800			
64	222,200	282,700	327,000	370,500	387,500	414,600	458,600			
65	223,000	283,500	327,800	370,900	388,000	414,900	459,200			
66	224,000	284,400	328,700	371,600	388,700	415,500				
67	225,000	285,300	329,500	372,300	389,400	416,200				
68	226,100	286,200	330,300	373,000	390,100	416,900				
69	226,900	287,200	331,200	373,500	390,500	417,400				
70	227,700	288,000	331,700	374,200	391,200	418,100				
71	228,500	288,800	332,500	374,900	391,900	418,800				
72	229,300	289,600	333,300	375,600	392,600	419,500				
73	230,100	290,400	334,100	376,100	392,900	420,000				
74	230,800	290,900	334,800	376,800	393,600	420,700				
75	231,500	291,400	335,500	377,500	394,300	421,400				
76	232,200	291,900	336,200	378,200	395,000	422,100				
77	233,000	292,000	336,700	378,600	395,400	422,600				
78	233,800	292,400	337,300	379,200	396,100	423,300				
79	234,600	292,600	337,900	379,800	396,800	424,000				
80	235,400	293,000	338,500	380,400	397,500	424,700				
81	236,100	293,200	338,800	380,900	398,000	425,200				
82	236,800	293,500	339,300	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	339,800	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	340,300	382,700	400,100					
85	239,000	294,500	340,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	341,200	383,900	401,300					
87	240,400	295,100	341,700	384,500	402,000					
88	241,100	295,500	342,200	385,100	402,700					
89	241,900	295,800	342,700	385,800	403,200					
90	242,400		343,200		403,900					
91	242,900		343,700		404,600					
92	243,400		344,200		405,300					
93	243,700		344,600		405,800					
94			345,100							
95			345,600							
96			346,100							
97			346,300							
98			346,800							
99			347,300							
100			347,800							
101			347,900							
102			348,400							
103			348,900							
104			349,400							
105			349,700							
106			350,100							
107			350,500							
108			350,900							
109			351,400							
110			351,800							
111			352,200							
112			352,600							
113			353,100							
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。
別表第3（第2条関係）

看護職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	

61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
94	283,600	317,800	352,300	371,200	400,700	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	401,300	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	401,900	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	402,400	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	402,900	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	403,500	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	404,100	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	404,600	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	405,100	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	405,700	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	406,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	406,800	
106	293,400	324,700	358,500	377,400		
107	293,900	325,200	359,000	377,900		
108	294,400	325,700	359,500	378,400		
109	294,600	326,100	360,000	379,000		
110	295,000	326,500	360,500	379,500		
111	295,200	326,900	361,000	380,000		
112	295,600	327,300	361,500	380,500		
113	295,900	327,700	362,000	381,100		
114	296,200	328,100	362,500	381,600		
115	296,600	328,500	363,000	382,100		
116	296,900	328,800	363,400	382,600		
117	297,200	329,100	363,800	383,200		
118	297,500	329,500	364,300	383,700		
119	297,800	329,900	364,800	384,200		
120	298,200	330,300	365,300	384,700		

	121	298,500	330,500	365,700	385,300			
	122	298,900	330,900	366,200	385,800			
	123	299,300	331,300	366,700	386,300			
	124	299,700	331,700	367,200	386,800			
	125	299,900	331,900	367,600	387,400			
	126	300,200	332,200	368,100	387,900			
	127	300,600	332,600	368,600	388,400			
	128	301,000	332,900	369,100	388,900			
	129	301,200	333,000	369,500	389,500			
	130	301,600	333,400	370,000	390,000			
	131	302,000	333,800	370,500	390,500			
	132	302,400	334,200	371,000	391,000			
	133	302,600	334,500	371,400	391,600			
	134	303,000	334,900	371,900	392,100			
	135	303,400	335,300	372,400	392,600			
	136	303,800	335,700	372,900	393,100			
	137	304,000	336,000	373,300	393,700			
	138	304,300	336,400					
	139	304,700	336,800					
	140	305,100	337,200					
	141	305,300	337,500					
	142	305,700	337,900					
	143	306,100	338,300					
	144	306,400	338,700					
	145	306,500	339,000					
	146	306,900	339,400					
	147	307,300	339,800					
	148	307,700	340,200					
	149	307,900	340,500					
	150	308,200	340,900					
	151	308,500	341,300					
	152	308,800	341,700					
	153	309,200	342,000					
	154	309,500	342,400					
	155	309,700	342,800					
	156	310,000	343,200					
	157	310,400	343,500					
	158	310,700	343,900					
	159	311,000	344,300					
	160	311,300	344,700					
	161	311,700	345,000					
	162	312,000	345,400					
	163	312,300	345,800					
	164	312,600	346,200					
	165	313,000	346,500					
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
	170	314,600						
	171	314,900						
	172	315,200						
	173	315,600						
	174	315,900						
	175	316,200						
	176	316,500						
	177	316,900						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第4 (第2条関係)

技能労務職給料表

第1

職員の区分	号給	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	121,600
	10	122,500
	11	123,500
	12	124,400
	13	125,400
	14	126,400
	15	127,400
	16	128,400
	17	129,200
	18	130,200
	19	131,200
	20	132,300
	21	133,100
	22	134,100
	23	135,100
	24	136,100
	25	137,200
	26	138,400
	27	139,600
	28	140,800
	29	141,900
	30	143,100
	31	144,300
	32	145,500
	33	146,700
	34	148,200
	35	149,700
	36	151,200
	37	152,600
	38	154,100
	39	155,600
	40	157,100
	41	158,600
	42	160,400
	43	162,200
	44	164,000
	45	165,800
	46	167,500
	47	169,200
	48	170,900
	49	172,600
	50	174,100
	51	175,600
	52	177,100

53	178,500
54	180,000
55	181,500
56	183,000
57	184,500
58	185,700
59	187,000
60	188,300
61	189,700
62	190,800
63	192,000
64	193,200
65	194,400
66	195,600
67	196,700
68	197,800
69	200,100
70	201,600
71	203,100
72	204,600
73	206,100
74	207,700
75	209,300
76	210,900
77	212,300
78	214,000
79	215,700
80	217,400
81	218,900
82	220,100
83	221,300
84	222,500
85	223,800
86	225,400
87	227,000
88	228,600
89	230,300
90	233,300
91	236,200
92	239,000
93	247,300
94	248,700
95	250,100
96	251,500
97	252,700
98	254,000
99	255,300
100	256,600
101	257,700
102	259,000
103	260,300
104	261,600

105	262,700
106	263,900
107	265,100
108	266,200
109	267,400
110	268,600
111	269,800
112	271,000
113	272,000
114	273,100
115	274,200
116	275,300
117	276,400
118	277,500
119	278,600
120	279,700
121	280,800
122	281,900
123	283,000
124	284,100
125	285,000
126	286,100
127	287,200
128	288,300
129	289,000
130	289,900
131	290,800
132	291,800
133	292,700
134	293,700
135	294,700
136	295,700
137	296,500
138	297,400
139	298,300
140	299,200
141	299,900
142	300,700
143	301,500
144	302,300
145	302,900
146	303,700
147	304,400
148	305,100
149	305,800
150	306,600
151	307,400
152	308,200
153	308,800
154	309,500
155	310,200
156	310,900

	157	311,400
	158	312,000
	159	312,600
	160	313,200
	161	313,800
	162	314,300
	163	314,800
	164	315,300
	165	315,600
	166	316,100
	167	316,600
	168	317,100
	169	317,300
	170	317,700
	171	318,100
	172	318,500
	173	319,000
	174	319,400
	175	319,800
	176	320,200
	177	320,500
再任用職員		246,200

第 2

職員の区分	号給	給料月額
再任用職員 以外の職員	201	264,000
	202	265,900
	203	267,800
	204	269,700
	205	271,600
	206	273,500
	207	275,400
	208	277,300
	209	279,200
	210	281,100
	211	283,000
	212	284,900
	213	286,800
	214	288,700
	215	290,600
	216	292,500
	217	294,200
	218	296,000
	219	297,800
	220	299,600
	221	301,200
	222	302,900
	223	304,600
	224	306,300
	225	307,900
	226	309,600

227	311,300
228	313,000
229	314,300
230	315,700
231	317,100
232	318,600
233	320,200
234	321,700
235	323,200
236	324,700
237	326,300
238	327,600
239	328,900
240	330,100
241	331,200
242	332,300
243	333,400
244	334,600
245	335,800
246	337,000
247	338,200
248	339,400
249	340,500
250	341,700
251	342,900
252	344,100
253	345,100
254	346,200
255	347,300
256	348,400
257	349,500
258	350,500
259	351,500
260	352,500
261	353,400
262	354,300
263	355,200
264	356,100
265	356,900
266	358,700
267	360,400
268	362,200
269	363,700
270	364,300
271	364,900
272	365,500
273	365,900
274	366,500
275	367,100
276	367,700
277	368,100
278	368,700

	279	369,300
	280	369,900
	281	370,300
	282	370,900
	283	371,500
	284	372,100
	285	372,500
	286	373,100
	287	373,700
	288	374,300
	289	374,700
	290	375,300
	291	375,900
	292	376,500
	293	376,900
	294	377,500
	295	378,100
	296	378,700
	297	379,100
	298	379,700
	299	380,300
	300	380,900
	301	381,300
	302	381,900
	303	382,500
	304	383,100
	305	383,500
	306	384,100
	307	384,700
	308	385,300
	309	385,700
再任用職員		246,200

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）第36条に規定する職員に適用する。

別表第7の4級の項標準職務の欄(1)中「看護長」を「看護師長」に改める。

別表第8県立病院の項6級の欄中

「主任作業療法士」

を

「主任作業療法士

主任言語聴覚士」

に改め、同表県立看護専門学校の項6級の欄中

「教務主任」

を

「教務主任

教務専門員」

に改める。

別表第9県立がんセンターの項3級の欄及び4級の欄中

「病理診断センター次長

麻酔センター長

麻酔センター次長」

を

「病理診断センター次長」

に改め、同表県立粒子線医療センターの項3級の欄中

「科長」

を

「科長

医長」に改める。

別表第10県立病院の項4級の欄中「看護長」を「看護師長」に改める。

別表第11薬剤師の款中

「

大学卒	2級29号給
-----	--------

」

を

「

大学6卒	2級41号給
大学卒	2級29号給

」

に改める。

別表第16地方機関の項中「及び麻酔センター長」を削り、「検査技師長（行政職8級の者を除く。）」の右に「、県立尼崎病院の難病相談センター次長」を加え、「及び麻酔センター次長」を削る。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「給与規程第36条第4項の」を「病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号。以下「給与規程」という。）第36条第5項の」に、「給与規程第36条第4項に」を「同項に」に、「かかる月（以下）を「係る月（）」に改め、同条第3項中「第36条第4項」を「第36条第5項」に改め、同項第2号中「育児短時間勤務職員等に係る給与規程第36条第1項ただし書又は第2項」を「給与規程第36条第3項」に改め、同条第6項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第7項中「手続き」を「手続」に改める。

第20条の2第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改め、同条第3項中「病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）第50条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額」を「給与規程第50条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額」に改める。

第27条第5項及び第6項中「病院事業職員の給与等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）」を「給与規程」に改める。

第27条の3中「病院事業職員の給与に関する規程」を「給与規程」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中病院事業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第32条の3第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に相当する職員の施行日における号給又は給料月額については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の支給に関する経過措置）

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける給料月額（第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第17項の規定の適用がないものとした場合における給料月額をいう。以下この項において同じ。）が同日において受けていた給料月額（病院

事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程（平成23年兵庫県病院局管理規程第9号）附則第4項から第6項までの規定により給料として支給される額（以下「平成23年現給保障額」という。）を含む。）に達しないこととなる職員（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第5項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員に相当する職員を除く。）であって、第2号に掲げる額が第1号に掲げる額に満たないこととなる職員には、給料月額のほか、同号に掲げる額と第2号に掲げる額との差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（平成23年現給保障額を含む。）に、同日にその者が属していた職務の級及び受けていた号給に対応する附則別表減額率の欄に定める率を乗じて得た額

(2) 改正後の給与規程の規定によりその者が受ける給料月額

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、改正条例附則第6項の規定による給料の支給の例により、前項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、改正条例附則第7項の規定による給料の支給の例により、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附則別表

給料表	職務の級	号給	減額率
行政職給料表	特10級	1号給から21号給まで	100分の99.5
	10級	13号給から45号給まで	100分の99.5
		1号給から12号給まで	100分の99.6
	9級	29号給から49号給まで	100分の99.5
		13号給から28号給まで	100分の99.6
		9号給から12号給まで	100分の99.7
		7号給から8号給まで	100分の99.8
		5号給から6号給まで	100分の99.9
		1号給から4号給まで	100分の100
	8級	41号給から65号給まで	100分の99.5
		25号給から40号給まで	100分の99.6
		21号給から24号給まで	100分の99.7
		19号給から20号給まで	100分の99.8
		17号給から18号給まで	100分の99.9
		1号給から16号給まで	100分の100
	7級	65号給から81号給まで	100分の99.5
		45号給から64号給まで	100分の99.6
		34号給から44号給まで	100分の99.7
		31号給から33号給まで	100分の99.8
		29号給から30号給まで	100分の99.9
		1号給から28号給まで	100分の100
	6級	73号給から93号給まで	100分の99.5
		53号給から72号給まで	100分の99.6
		42号給から52号給まで	100分の99.7

		39号給から41号給まで	100分の99.8
		37号給から38号給まで	100分の99.9
		1号給から36号給まで	100分の100
	5級	81号給から89号給まで	100分の99.5
		61号給から80号給まで	100分の99.6
		50号給から60号給まで	100分の99.7
		47号給から49号給まで	100分の99.8
		45号給から46号給まで	100分の99.9
		1号給から44号給まで	100分の100
		4級	101号給から113号給まで
	81号給から100号給まで		100分の99.6
	70号給から80号給まで		100分の99.7
	67号給から69号給まで		100分の99.8
	65号給から66号給まで		100分の99.9
	1号給から64号給まで		100分の100
	3級		84号給から89号給まで
		79号給から83号給まで	100分の99.8
		77号給から78号給まで	100分の99.9
		1号給から76号給まで	100分の100
	2級	1号給から93号給まで	100分の100
医師・歯科医師職 給料表	4級	1号給から73号給まで	100分の100
	3級	1号給から81号給まで	100分の100
	2級	1号給から85号給まで	100分の100
	1級	1号給から65号給まで	100分の100
看護職給料表	7級	29号給から57号給まで	100分の99.5
		13号給から28号給まで	100分の99.6
		9号給から12号給まで	100分の99.7
		7号給から8号給まで	100分の99.8
		5号給から6号給まで	100分の99.9
		1号給から4号給まで	100分の100
		6級	57号給から69号給まで
	37号給から56号給まで		100分の99.6
	26号給から36号給まで		100分の99.7
	23号給から25号給まで		100分の99.8
	21号給から22号給まで		100分の99.9
	1号給から20号給まで		100分の100
	5級	77号給から105号給まで	100分の99.5

		57号給から76号給まで	100分の99.6
		46号給から56号給まで	100分の99.7
		43号給から45号給まで	100分の99.8
		41号給から42号給まで	100分の99.9
		1号給から40号給まで	100分の100
	4級	93号給から137号給まで	100分の99.5
		73号給から92号給まで	100分の99.6
		62号給から72号給まで	100分の99.7
		59号給から61号給まで	100分の99.8
		57号給から58号給まで	100分の99.9
		1号給から56号給まで	100分の100
	3級	105号給から137号給まで	100分の99.5
		85号給から104号給まで	100分の99.6
		74号給から84号給まで	100分の99.7
		71号給から73号給まで	100分の99.8
		69号給から70号給まで	100分の99.9
		1号給から68号給まで	100分の100
	2級	129号給から165号給まで	100分の99.5
		109号給から128号給まで	100分の99.6
		98号給から108号給まで	100分の99.7
		95号給から97号給まで	100分の99.8
		93号給から94号給まで	100分の99.9
		1号給から92号給まで	100分の100
	1級	145号給から177号給まで	100分の99.5
126号給から144号給まで		100分の99.6	
116号給から125号給まで		100分の99.7	
111号給から115号給まで		100分の99.8	
109号給から110号給まで		100分の99.9	
1号給から108号給まで		100分の100	
技能労務職給料表	第1表	1号給から140号給まで	100分の100
		141号給から143号給まで	100分の99.9
		144号給から146号給まで	100分の99.8
		147号給から156号給まで	100分の99.7
		157号給から176号給まで	100分の99.6
		177号給	100分の99.5
	第2表	201号給から240号給まで	100分の100
		241号給から243号給まで	100分の99.9

	244号給から246号給まで	100分の99.8
	247号給から256号給まで	100分の99.7
	257号給から272号給まで	100分の99.6
	273号給から288号給まで	100分の99.5
	289号給から308号給まで	100分の99.4
	309号給	100分の99.3



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第 3 号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表企画課の項中「医療安全係 企画係」を「企画調整係 病院整備係」に改める。

第 9 条第 3 項中「県立淡路病院」の右に「、県立柏原病院及び県立がんセンター」を加え、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削る。

第10条の表県立がんセンターの款麻酔センターの項を削る。

第24条の 4 を削り、第24条の 5 を第24条の 4 とし、第24条の 6 から第24条の 8 までを 1 条ずつ繰り上げる。

第33条の表麻酔センター長の項を削る。

第34条の表次長の項中「県立病院の部」の右に「、県立尼崎病院難病相談センター」を加え、「及び麻酔センター、」を「又は」に改め、同表科部長又はセンター部長の項中「腎移植センター」を「腎移植センター」に、「病理診断センター及び麻酔センター」を「及び病理診断センター」に改め、同表教務主任の項の次に次のように加える。

教務専門員	看護師養成所	上司の命を受け、学生に関する事務のうち困難度の高い事務を処理する。
-------	--------	-----------------------------------

第34条の表看護長の項中「看護長」を「看護師長」に改め、同表医長の項中「腎移植センター」を「腎移植センター」に、「病理診断センター及び麻酔センター」を「及び病理診断センター」に改め、同表主任作業療法士の項中「(県立光風病院にあっては、地域ケア部)」を「又は県立光風病院の地域ケア部」に改め、同項の次に次のように加える。

主任言語聴覚士	県立病院のリハビリテーション科	上司の命を受け、言語聴覚療法に関する業務を掌理し、又は処理する。
---------	-----------------	----------------------------------

第34条の表医療連携主任看護師の項を削る。

附 則

この管理規程は、平成24年 4月 1 日から施行する。